

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+67単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	指定居宅介護事業者で障害者居宅介護従事者基礎研修修了者等により行われる場合×70/100 指定居宅介護事業者で重度訪問介護従事者基礎研修修了者により行われる場合×93/100 指定重度訪問介護事業者が行う場合×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
	(2) 20分以上30分未満 (250単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (396単位)												
	(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに+84単位)												
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位								
(2) 45分以上 (225単位)													
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 99単位)												
ニ 初回加算		(1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)											
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)											
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×137/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×100/1000)											
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×63/1000)											
		(1月につき +所定単位×42/1000)											

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注
基本部分	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、褥瘡又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の回数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
(2) 30分未満 (470単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	30分以上の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
(2) 30分未満 (398単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100				+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算	(1月につき +300単位)													
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (1)イ及びロを算定する場合 (2)ハを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)										

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注							
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位 ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位 ロ 1月につき +483単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位					
	介護老人保健施設の場合										事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位
	介護医療院の場合														
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)															
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +6単位)														
	(2)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +3単位)														

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(三) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (361単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (325単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(三) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(二) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。









基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																															
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ( 353 単位)	+70/100	+70/100	+3/100	1日につき+30単位	7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の加算を行う場合	リハビリテーション提供体制加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算	入居加算(Ⅰ)	入居加算(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	短期集中個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養・薬剤・ケアマネジメント加算(Ⅰ)	口腔・栄養・薬剤・ケアマネジメント加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	重症度評価加算	介護職員等特定処遇改善加算	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	事業所が送迎を行わない場合																											
		要介護2 ( 368 単位)																																																						
		要介護3 ( 441 単位)																																																						
		(2) 2時間以上3時間未満																												要介護1 ( 368 単位)																										
																														要介護2 ( 423 単位)																										
																														要介護3 ( 477 単位)																										
		(3) 3時間以上4時間未満																												要介護1 ( 465 単位)																										
	要介護2 ( 542 単位)																																																							
	要介護3 ( 616 単位)																																																							
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 ( 520 単位)																																																						
		要介護2 ( 606 単位)																																																						
		要介護3 ( 689 単位)																																																						
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 ( 579 単位)																																																						
		要介護2 ( 667 単位)																																																						
		要介護3 ( 753 単位)																																																						
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 ( 670 単位)																																																						
		要介護2 ( 797 単位)																																																						
		要介護3 ( 919 単位)																																																						
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 ( 708 単位)																																																						
		要介護2 ( 841 単位)																																																						
		要介護3 ( 973 単位)																																																						
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満																												要介護1 ( 353 単位)	+70/100	+70/100	+3/100	1日につき+30単位	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	1日につき+40単位	1日につき+60単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1,920単位	別開票日の属する月から6か月以内 1月につき+1,260単位	1日につき+200単位(月2日を限度)	1日につき+150単位(月2日を限度)	1日につき+100単位(月2日を限度)	1日につき+80単位	1日につき+50単位	1日につき+200単位(月2日を限度)	1日につき+150単位(月2日を限度)	1日につき+100単位(月2日を限度)	1日につき+20単位	1日につき+40単位	1日につき+94単位	月週につき+47単位	
																														要介護2 ( 384 単位)																										
																														要介護3 ( 411 単位)																										
																														(2) 2時間以上3時間未満																										要介護1 ( 368 単位)
																																																								要介護2 ( 423 単位)
																																																								要介護3 ( 477 単位)
																														(3) 3時間以上4時間未満																										要介護1 ( 465 単位)
		要介護2 ( 542 単位)																																																						
		要介護3 ( 616 単位)																																																						
(4) 4時間以上5時間未満		要介護1 ( 520 単位)																																																						
		要介護2 ( 606 単位)																																																						
		要介護3 ( 689 単位)																																																						
(5) 5時間以上6時間未満		要介護1 ( 579 単位)																																																						
		要介護2 ( 667 単位)																																																						
		要介護3 ( 753 単位)																																																						
(6) 6時間以上7時間未満		要介護1 ( 670 単位)																																																						
		要介護2 ( 797 単位)																																																						
		要介護3 ( 919 単位)																																																						
(7) 7時間以上8時間未満		要介護1 ( 708 単位)																																																						
		要介護2 ( 841 単位)																																																						
		要介護3 ( 973 単位)																																																						
介護施設等の場合		(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 ( 353 単位)	+70/100	+70/100	+3/100	1日につき+30単位	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	1日につき+40単位	1日につき+60単位	1日につき+110単位	1日につき+240単位(週2日を限度)	1月につき+1,920単位	別開票日の属する月から6か月以内 1月につき+1,260単位	1日につき+200単位(月2日を限度)	1日につき+150単位(月2日を限度)	1日につき+100単位(月2日を限度)	1日につき+80単位	1日につき+50単位	1日につき+200単位(月2日を限度)	1日につき+150単位(月2日を限度)	1日につき+100単位(月2日を限度)	1日につき+20単位	1日につき+40単位	1日につき+94単位	月週につき+47単位																												
			要介護2 ( 384 単位)																																																					
			要介護3 ( 411 単位)																																																					
			(2) 2時間以上3時間未満																										要介護1 ( 368 単位)																											
																													要介護2 ( 423 単位)																											
																													要介護3 ( 477 単位)																											
			(3) 3時間以上4時間未満																										要介護1 ( 465 単位)																											
		要介護2 ( 542 単位)																																																						
		要介護3 ( 616 単位)																																																						
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 ( 520 単位)																																																						
		要介護2 ( 606 単位)																																																						
		要介護3 ( 689 単位)																																																						
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 ( 579 単位)																																																						
		要介護2 ( 667 単位)																																																						
		要介護3 ( 753 単位)																																																						
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 ( 670 単位)																																																						
		要介護2 ( 797 単位)																																																						
		要介護3 ( 919 単位)																																																						
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 ( 708 単位)																																																						
		要介護2 ( 841 単位)																																																						
		要介護3 ( 973 単位)																																																						

二 移行支援加算 (1日につき 12単位を加算)	
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×47/1,000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1,000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1,000)
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1,000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1,000)

注 所定単位は、イからホまでに算定した単位数の合計

注 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 口又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、この単位数を算入

8 短期入所生活介護費

基本部分		定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	定		
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一)	要介護1	639	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定型短期入所生活介護費用のうち ×62/100	1日につき +18単位	1日につき +15単位												
		要介護2	707																				
		要介護3	775																				
		要介護4	847																				
(二)	要介護1	639	要介護2	707	要介護3	775	要介護4	847															
(2) 併設型短期入所生活介護費	(一)	要介護1	596	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定型短期入所生活介護費用のうち ×62/100	1日につき +18単位	1日につき +15単位													
	要介護2	655																					
	要介護3	713																					
	要介護4	774																					
(二)	要介護1	596	要介護2	655	要介護3	713	要介護4	774															
ロ ユニタ型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニタ型短期入所生活介護費	(一)	要介護1	738	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定型短期入所生活介護費用のうち ×62/100	1日につき +18単位	1日につき +20単位												
		要介護2	797																				
		要介護3	861																				
		要介護4	927																				
(二)	要介護1	738	要介護2	797	要介護3	861	要介護4	927															
(2) 併設型ユニタ型短期入所生活介護費	(一)	要介護1	696	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定型短期入所生活介護費用のうち ×62/100	1日につき +18単位	1日につき +20単位													
	要介護2	754																					
	要介護3	818																					
	要介護4	883																					
(二)	要介護1	696	要介護2	754	要介護3	818	要介護4	883															

※ 併設型短期入所生活介護費の要介護1～4は、単独型短期入所生活介護費の要介護1～4と同一水準を適用する。

ハ 療養費加算 (1日につき 68単位を加算(1日に3回を課税))	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
ニ 在宅中等度者受入加算	(2) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 418単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ヘ サービス支援体制強化加算	(1) サービス支援体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス支援体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス支援体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×80/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)

※ 所定単位は、イからチまでより算定した単位数の合計。

注：「サービス支援体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			定	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
要介護を行う職員の数等を満たさない場合			利用者の数及び入所者の数に算入する場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	施設の利用者数に算入する場合	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	緊急対応入所費加算	認知症認知症利用者入所加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	利用費に付して返還を行う場合													
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 799 単位) 要介護3 ( 861 単位) 要介護4 ( 914 単位) 要介護5 ( 956 単位)	×97/100	×70/100	×70/100																				
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 794 単位) 要介護2 ( 867 単位) 要介護3 ( 930 単位) 要介護4 ( 989 単位) 要介護5 ( 1,044 単位)																							
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室>【基本型】	要介護1 ( 827 単位) 要介護2 ( 876 単位) 要介護3 ( 939 単位) 要介護4 ( 991 単位) 要介護5 ( 1,045 単位)																							
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 875 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,014 単位) 要介護4 ( 1,071 単位) 要介護5 ( 1,129 単位)																							
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健: 看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 861 単位) 要介護3 ( 976 単位) 要介護4 ( 1,054 単位) 要介護5 ( 1,131 単位)																							
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 857 単位) 要介護2 ( 941 単位) 要介護3 ( 1,057 単位) 要介護4 ( 1,135 単位) 要介護5 ( 1,210 単位)																							
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健: 看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 855 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,028 単位) 要介護5 ( 1,103 単位)																							
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 ( 857 単位) 要介護2 ( 934 単位) 要介護3 ( 1,029 単位) 要介護4 ( 1,106 単位) 要介護5 ( 1,183 単位)																							
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 737 単位) 要介護2 ( 782 単位) 要介護3 ( 845 単位) 要介護4 ( 897 単位) 要介護5 ( 946 単位)																							
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 811 単位) 要介護2 ( 860 単位) 要介護3 ( 920 単位) 要介護4 ( 971 単位) 要介護5 ( 1,024 単位)																							
	(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニタ型個室>【基本型】												要介護1 ( 833 単位) 要介護2 ( 879 単位) 要介護3 ( 943 単位) 要介護4 ( 1,019 単位) 要介護5 ( 1,049 単位)	×97/100	×70/100	×70/100								
			b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニタ型個室>【在宅強化型】												要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 955 単位) 要介護3 ( 1,018 単位) 要介護4 ( 1,075 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)											
			c 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニタ型個室の多床室>【基本型】												要介護1 ( 833 単位) 要介護2 ( 879 単位) 要介護3 ( 943 単位) 要介護4 ( 997 単位) 要介護5 ( 1,049 単位)											
			d 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニタ型個室の多床室>【在宅強化型】												要介護1 ( 879 単位) 要介護2 ( 955 単位) 要介護3 ( 1,018 単位) 要介護4 ( 1,075 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)											
		(二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健: 看護職員を配置>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>【療養型】												要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,026 単位) 要介護3 ( 1,143 単位) 要介護4 ( 1,221 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)											
			b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>【療養型】												要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,026 単位) 要介護3 ( 1,143 単位) 要介護4 ( 1,221 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)											
(三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健: 看護オンコール体制>		a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>【療養型】	要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,020 単位) 要介護3 ( 1,116 単位) 要介護4 ( 1,193 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)																							
		b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>【療養型】	要介護1 ( 944 単位) 要介護2 ( 1,020 単位) 要介護3 ( 1,116 単位) 要介護4 ( 1,193 単位) 要介護5 ( 1,269 単位)																							
(四) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニタ型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 ( 863 単位) 要介護2 ( 924 単位) 要介護3 ( 977 単位) 要介護4 ( 1,028 単位) 要介護5 ( 1,078 単位)																							
		b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 ( 863 単位) 要介護2 ( 924 単位) 要介護3 ( 977 単位) 要介護4 ( 1,028 単位) 要介護5 ( 1,078 単位)																							
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	( 650 単位)																							
		(二) 4時間以上6時間未満	( 908 単位)																							
		(三) 6時間以上8時間未満	( 1,269 単位)																							
注 特別療養費																										
注 療養体制維持特別加算		(一) 療養体制維持特別加算 (I)	(1日につき 27単位を加算)																							
		(二) 療養体制維持特別加算 (II)	(1日につき 57単位を加算)																							
(4) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)																									
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																									
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)																								
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)																								
(7) 緊急時治療費	(一) 緊急時治療費	療養型を維持する場合 (1月に1回(1日)を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型を廃止する場合 (1月に1回(1日)を限度に、1日につき518単位を算定)																								
	(二) 特定治療費	(1月に1回(1日)を限度に、1日につき518単位を算定)																								
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)																								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)																								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)																								
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×39/1000)																								
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×29/1000)																								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×16/1000)																								
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×21/1000)																								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×17/1000)																								
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×17/1000)																								
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																										
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																										

：「特別療養費」、「緊急時治療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注								
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入居患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (690単位) 要介護2 (740単位) 要介護3 (789単位) 要介護4 (839単位) 要介護5 (889単位)	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片道につき +184単位							
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717単位) 要介護2 (770単位) 要介護3 (822単位) 要介護4 (874単位) 要介護5 (926単位)													
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708単位) 要介護2 (759単位) 要介護3 (810単位) 要介護4 (861単位) 要介護5 (913単位)													
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (796単位) 要介護2 (846単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (945単位) 要介護5 (995単位)													
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829単位) 要介護2 (882単位) 要介護3 (934単位) 要介護4 (985単位) 要介護5 (1,037単位)													
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818単位) 要介護2 (870単位) 要介護3 (921単位) 要介護4 (971単位) 要介護5 (1,023単位)													
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (611単位) 要介護2 (656単位) 要介護3 (700単位) 要介護4 (746単位) 要介護5 (790単位)							×70/100	×97/100					
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (719単位) 要介護2 (763単位) 要介護3 (808単位) 要介護4 (853単位) 要介護5 (898単位)													
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (818単位) 要介護2 (869単位) 要介護3 (918単位) 要介護4 (967単位) 要介護5 (1,017単位)													
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (846単位) 要介護2 (899単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,001単位) 要介護5 (1,054単位)													
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (836単位) 要介護2 (888単位) 要介護3 (939単位) 要介護4 (989単位) 要介護5 (1,040単位)													
		(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818単位) 要介護2 (869単位) 要介護3 (918単位) 要介護4 (967単位) 要介護5 (1,017単位)													
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846単位) 要介護2 (899単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,001単位) 要介護5 (1,054単位)															
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836単位) 要介護2 (888単位) 要介護3 (939単位) 要介護4 (989単位) 要介護5 (1,040単位)															
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (670単位) (二) 4時間以上6時間未満 (928単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,289単位)							+60単位								
(4) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)															
(6) 特定診療費																
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)															
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計														
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計														

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100			
			要介護2 (1,108 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,150 単位)								
		要介護2 (1,216 単位)									
		要介護3 (1,282 単位)									
		要介護4 (1,348 単位)									
		要介護5 (1,412 単位)									
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (986 単位)							
			要介護2 (1,052 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,094 単位)								
	要介護2 (1,160 単位)										
	要介護3 (1,226 単位)										
	要介護4 (1,302 単位)										
	要介護5 (1,368 単位)										
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (958 単位)								
		要介護2 (1,024 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,066 単位)									
	要介護2 (1,132 単位)										
	要介護3 (1,200 単位)										
	要介護4 (1,266 単位)										
要介護5 (1,333 単位)											
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (942 単位)									
	要介護2 (1,008 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,044 単位)										
要介護2 (1,110 単位)											
要介護3 (1,176 単位)											
要介護4 (1,242 単位)											
要介護5 (1,312 単位)											
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (881 単位)									
	要介護2 (947 単位)										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,013 単位)										
要介護2 (1,079 単位)											
要介護3 (1,143 単位)											
要介護4 (1,207 単位)											
要介護5 (1,251 単位)											
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (786 単位)	×70/100	×90/100	×90/100						
		要介護2 (850 単位)									
		要介護3 (917 単位)									
		要介護4 (983 単位)									
		要介護5 (1,048 単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (894 単位)									
		要介護2 (960 単位)									
		要介護3 (1,025 単位)									
		要介護4 (1,091 単位)									
		要介護5 (1,156 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			要介護2 (1,236 単位)								
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位)								
		要介護2 (1,236 単位)									
		要介護3 (1,303 単位)									
		要介護4 (1,368 単位)									
		要介護5 (1,434 単位)									
		一般病棟	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>					要介護1 (1,115 単位)			
								要介護2 (1,183 単位)			
			b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>					要介護1 (1,115 単位)			
	要介護2 (1,183 単位)										
	要介護3 (1,253 単位)										
	要介護4 (1,322 単位)										
	要介護5 (1,390 単位)										
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)							
			(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満		(1,288 単位)								
	(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
	(6) 特定診療費										
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)								
(二) サービス提供体制強化加算(II)		(1日につき 18単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(III)		(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



10 特定施設入居者生活介護費

Table with columns for facility type (e.g., Ⅰ 特定施設入居者生活介護費), service type (e.g., Ⅱ 訪問・送迎付介護費), and various cost components like staffing, transportation, and facility management.

Table containing calculation formulas for staffing (人員配置), transportation (送迎), and other services. Includes sub-tables for Ⅱ 訪問・送迎付介護費 and Ⅲ 福祉用具貸与費.

11 福祉用具貸与費

Table for welfare equipment rental fees, showing basic parts, special equipment, and other charges.

：「特別地域福祉用具貸与費」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、実施段階管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、夜すべ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知警報、移動用リフトを算定しない。自動歩行装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）



Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算		
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100					
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )							
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 539単位 )						+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 698単位 )							
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 323単位 )							
			要介護3・4・5 ( 418単位 )							
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+15/100	+10/100				
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )							
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 522単位 )							
			要介護3・4・5 ( 677単位 )							
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 313単位 )							
			要介護3・4・5 ( 406単位 )							
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +505単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +407単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +309単位)									
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)									
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		活動を行う職員の確保が困難な場合	入所者の数が入所定数を超える場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が劣る場合	身体拘束禁止の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	安全管理体制の実施計画	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 714 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき -5単位	1日につき -14単位	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週9日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
		部分Ⅱ ( 759 単位)																	
		部分Ⅲ ( 874 単位)																	
		部分Ⅳ ( 925 単位)																	
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 756 単位)																	
		部分Ⅱ ( 828 単位)																	
		部分Ⅲ ( 890 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,003 単位)																	
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 836 単位)																	
		部分Ⅱ ( 898 単位)																	
		部分Ⅲ ( 949 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,003 単位)																	
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 836 単位)																	
		部分Ⅱ ( 910 単位)																	
		部分Ⅲ ( 914 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,030 単位)																	
ロ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 739 単位)																	
		部分Ⅱ ( 821 単位)																	
		部分Ⅲ ( 835 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,019 単位)																	
	(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 816 単位)																	
		部分Ⅱ ( 900 単位)																	
		部分Ⅲ ( 1,016 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,091 単位)																	
(3) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 759 単位)																		
	部分Ⅱ ( 816 単位)																		
	部分Ⅲ ( 898 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,060 単位)																		
(4) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 816 単位)																		
	部分Ⅱ ( 900 単位)																		
	部分Ⅲ ( 998 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,060 単位)																		
ハ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 700 単位)																	
		部分Ⅱ ( 744 単位)																	
		部分Ⅲ ( 805 単位)																	
		部分Ⅳ ( 907 単位)																	
	(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 712 単位)																	
		部分Ⅱ ( 820 単位)																	
		部分Ⅲ ( 880 単位)																	
		部分Ⅳ ( 992 単位)																	
(3) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 756 単位)																		
	部分Ⅱ ( 841 単位)																		
	部分Ⅲ ( 1,009 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,093 単位)																		
(4) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 816 単位)																		
	部分Ⅱ ( 916 単位)																		
	部分Ⅲ ( 976 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,036 単位)																		
ニ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 841 単位)																	
		部分Ⅱ ( 899 単位)																	
		部分Ⅲ ( 956 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,009 単位)																	
	(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 841 単位)																	
		部分Ⅱ ( 916 単位)																	
		部分Ⅲ ( 976 単位)																	
		部分Ⅳ ( 1,036 単位)																	
(3) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【基本型】	部分Ⅰ ( 841 単位)																		
	部分Ⅱ ( 916 単位)																		
	部分Ⅲ ( 976 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,036 単位)																		
(4) 経過的ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室の多床室＞【在宅強化型】	部分Ⅰ ( 841 単位)																		
	部分Ⅱ ( 916 単位)																		
	部分Ⅲ ( 976 単位)																		
	部分Ⅳ ( 1,036 単位)																		

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居室における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ケーメンタルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 80単位を加算)
	(42) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(43) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
	(44) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた退所後のケア計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合 (1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた退所後のケア計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)	
ヘ 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	一 退所時指導加算 (400単位) 注 入所期間が1月を超える入所者が退所に際して退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		二 退所時情報提供加算 (500単位) 注 退所後の生活圏に対して診療情報を提供した場合
		三 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		四 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位) 注 入退所前連携加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ト 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
チ 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定しない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ス 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
ル 療養費加算 (1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
ワ かかりつけ医連携業務調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携業務調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	
カ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(2) 特定治療	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
ヨ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)	
タ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
レ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日以内に限り、1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合 (入所後7日以内に限り、1日につき200単位を加算)	
ソ 認知症情報提供加算 (1回当たり 350単位を加算)		
ツ 地域連携診療計画情報提供加算(※2) 在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		
ネ ウェビテーションマネジメント計画情報提供加算(※2) (1月につき 33単位を加算)		
ナ 機能マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 機能マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算)	
	(2) 機能マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)	
ラ 接せつ支援加算(※2)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)	
ム 自立支援促進加算(※2) (1月につき 300単位を加算)		
ウ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)	
キ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ノ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×39/1000)	注 所定単位数は、イからマまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×29/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×18/1000)	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イからマまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×17/1000)	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合は減算については令和6年4月1日から適用する。



注 汚浴時費用		入院患者に対して費用における汚浴を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 抜行の遠隔サービス費		入院患者に対して費用における抜行の遠隔を認められた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（22及び4の基本単位数に限る。）	
注 他科共計時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 40単位)		
(6) 遠隔時指導等加算 (※3)	(一) 遠隔時指導加算	a 遠隔時指導加算 (入院中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合 注 遠隔後の全治療に対して指導情報を提供した場合 注 固定介護支援事業者と遠隔時から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 遠隔時指導加算 (入院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 遠隔時指導加算 (400単位)	
		d 遠隔時指導提供加算 (500単位)	
		e 遠隔時指導加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指導加算	(入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)		
(7) 在宅ケア/在宅改善加算 (※3)	(1月につき 300単位を算定)	注 在宅管理の基準を満たさない場合及び在宅ケア/在宅改善加算を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を算定)	注 在宅管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を算定)	注 在宅管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を算定)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき 90単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1日につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
(12) 在宅療養支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を算定)		
(13) 特定診療費 (※3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を算定)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を算定)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を算定)		
(16) 膝をつつ支援加算 (※3)	(1月につき 100単位を算定)		
(17) 安全対策体制加算(※3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を算定)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を算定)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を算定)	
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×10/1000)	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×11/1000)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経過措置費減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等賃金加算を適用しない。  
 ※ 一定の条件を満たす入院患者の数が残らない場合には、(※3)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施計算	前下欄が設備基準を満たさない場合	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 診療所型介護療養施設サービス費(A) <従来型個室>	要介護1 ( 576 単位)	×95/100	×97/100	-58 単位	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	×90/100	-5単位	-14単位	+120単位
			要介護2 ( 620 単位)			-62 単位					
			要介護3 ( 664 単位)			-66 単位					
		要介護4 ( 707 単位)	-71 単位								
		要介護5 ( 752 単位)	-75 単位								
		要介護1 ( 601 単位)	-60 単位								
		要介護2 ( 647 単位)	-65 単位								
		要介護3 ( 692 単位)	-69 単位								
		要介護4 ( 738 単位)	-74 単位								
		要介護5 ( 785 単位)	-79 単位								
		要介護1 ( 599 単位)	-59 単位								
		要介護2 ( 638 単位)	-64 単位								
	要介護3 ( 683 単位)	-68 単位									
	要介護4 ( 728 単位)	-73 単位									
	要介護5 ( 774 単位)	-77 単位									
	要介護1 ( 670 単位)	-67 単位									
	要介護2 ( 714 単位)	-71 単位									
	要介護3 ( 759 単位)	-76 単位									
	要介護4 ( 802 単位)	-80 単位									
	要介護5 ( 846 単位)	-85 単位									
	要介護1 ( 699 単位)	-70 単位									
	要介護2 ( 746 単位)	-75 単位									
	要介護3 ( 792 単位)	-79 単位									
	要介護4 ( 837 単位)	-84 単位									
要介護5 ( 884 単位)	-88 単位										
要介護1 ( 689 単位)	-69 単位										
要介護2 ( 735 単位)	-74 単位										
要介護3 ( 781 単位)	-78 単位										
要介護4 ( 825 単位)	-83 単位										
要介護5 ( 872 単位)	-87 単位										
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 506 単位)	×95/100	-51 単位							
		要介護2 ( 546 単位)		-55 単位							
		要介護3 ( 585 単位)		-59 単位							
	要介護4 ( 626 単位)	-63 単位									
	要介護5 ( 665 単位)	-67 単位									
	要介護1 ( 692 単位)	-69 単位									
b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 ( 746 単位)	-75 単位									
	要介護3 ( 681 単位)	-68 単位									
	要介護4 ( 720 単位)	-72 単位									
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 689 単位)	×95/100	-69 単位							
		要介護2 ( 734 単位)		-73 単位							
		要介護3 ( 778 単位)		-78 単位							
		要介護4 ( 821 単位)		-82 単位							
		要介護5 ( 865 単位)		-87 単位							
		要介護1 ( 714 単位)		-71 単位							
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <看護機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護2 ( 761 単位)	-76 単位						
				要介護3 ( 807 単位)	-81 単位						
				要介護4 ( 852 単位)	-85 単位						
				要介護5 ( 899 単位)	-90 単位						
				要介護1 ( 705 単位)	-71 単位						
				要介護2 ( 751 単位)	-75 単位						
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <看護機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護3 ( 797 単位)	-80 単位								
		要介護4 ( 841 単位)	-84 単位								
		要介護5 ( 887 単位)	-89 単位								
		要介護1 ( 689 単位)	-69 単位								
		要介護2 ( 734 単位)	-73 単位								
		要介護3 ( 778 単位)	-78 単位								
	(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>	要介護4 ( 821 単位)	-82 単位								
		要介護5 ( 865 単位)	-87 単位								
		要介護1 ( 714 単位)	-71 単位								
		要介護2 ( 761 単位)	-76 単位								
		要介護3 ( 807 単位)	-81 単位								
		要介護4 ( 852 単位)	-85 単位								
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <看護機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護5 ( 899 単位)	-90 単位									
	要介護1 ( 705 単位)	-71 単位									
	要介護2 ( 751 単位)	-75 単位									
	要介護3 ( 797 単位)	-80 単位									
	要介護4 ( 841 単位)	-84 単位									
	要介護5 ( 887 単位)	-89 単位									

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 居宅要介護改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費(※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入院後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 接せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。



ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注							
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護部が基準に定められた専任職員の数に満たない場合	認知症ケア計画の策定を怠った場合	認知症ケア計画の策定を怠った場合	一定の要件を満たさず入院患者の数が規準に満たない場合	複数のユニットをユニット別に配置していない等ユニットが未整備である場合	身体拘束未実施削減	移行計画が提出されていない場合	安全管理体制未実施削減	栄養管理の基準を満たさない場合			
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	×70/100													
		認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>															
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>														
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>														
			(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>													
				認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>													
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>														
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>														
			(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>													
				認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>													
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>													
				認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>													
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>		認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>													
				認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(III) <多床室>													
				認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(IV) <多床室>													
			認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(V) <多床室>														
			認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(VI) <多床室>														
		(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>												
					経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室の多床室>												
					(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>											
経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室の多床室>																	
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>																	
経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室の多床室>																	
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>																	
大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)		ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>														
			経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室の多床室>														
			(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>													
		経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室の多床室>															
		ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費<ユニット型個室>															

※ 一定の要件を満たさず入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制未実施削減については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。



注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導等加算	a 退所前訪問指導加算 (入所1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ス 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヲ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
ワ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
カ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ヨ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
タ 特別診療費(※2)			
レ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療		
ソ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ネ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ナ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
ラ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
ム 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
ウ 長期療養生活移行加算(※2)	(入所後90日に限り 1日につき60単位を加算)		
キ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ノ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イから/までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)						

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +377単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	「特別地域介護予防訪問看護加算」 「中山間地域等における小規模事業所加算」 「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」 「緊急時介護予防訪問看護加算」 「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※) 特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (282単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (255単位)											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +377単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	「特別地域介護予防訪問看護加算」 「中山間地域等における小規模事業所加算」 「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」 「緊急時介護予防訪問看護加算」 「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※) 特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位
	介護老人保健施設の場合						
	介護療養院の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)						

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅰ】 (【Ⅱ】以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅱ】 (在宅医療支援協会管理料又は特定施設入居者等実学協会管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病室又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(注) 特別な薬剤の投薬が行われている住宅の利用者又は居住者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から経算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-	-	
		(2,053単位)						-376単位	-20単位	
	要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1						(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2						(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						(2,053単位)	-376単位	-20単位
要支援2		(3,999単位)	-752単位	-40単位						
ロ 運動器機能向上加算			(1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)							
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)							
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)							
リ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)							
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			支援を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダー・ユニット毎に配置していない等、ユニットにおける体制が整備である場合	単独型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈後来型個室〉	要支援1 (474 単位)	×97/100	×70/100	×70/100											
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床型〉	要支援1 (474 単位)														要支援2 (589 単位)
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈後来型個室〉	要支援1 (446 単位)														要支援2 (555 単位)
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床型〉	要支援1 (446 単位)														要支援2 (555 単位)
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (555 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100										
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (555 単位)														要支援2 (674 単位)
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (523 単位)														要支援2 (649 単位)
		(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (523 単位)														要支援2 (649 単位)
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																	
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																	
ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)																	
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)																	
ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)																	

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注	注									
			若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超える 場合	医師、看護員 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準に 満たない場合	音動のユニ ットリーダーモ ジュールに配置 していない等、 ユニットにお ける介護士 の員数が基準 を満たさない 場合	従動員配置 加算	個別化/リ ンク実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対 して送迎を行 う場合								
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日単位を 指す)	1日につき +120単位	1日につき +34単位										
			要支援2 ( 721 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 ( 619 単位)											1日につき +46単位							
			要支援2 ( 762 単位)																		
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 610 単位)											1日につき +34単位								
		要支援2 ( 768 単位)																			
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)													1日につき +46単位						
		要支援2 ( 817 単位)																			
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)																		
			要支援2 ( 725 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)																		
		要支援2 ( 778 単位)																			
	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)																		
			要支援2 ( 725 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)																		
		要支援2 ( 778 単位)																			
(四) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)																			
		要支援2 ( 706 単位)																			
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 598 単位)																			
	要支援2 ( 752 単位)																				
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予 防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)								1日につき +34単位										
			要支援2 ( 782 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 ( 666 単位)									1日につき +46単位									
			要支援2 ( 828 単位)																		
	c 経過のユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)									1日につき +34単位										
		要支援2 ( 782 単位)																			
	d 経過のユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)										1日につき +46単位									
		要支援2 ( 828 単位)																			
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)																		
			要支援2 ( 810 単位)																		
		b 経過のユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)																		
		要支援2 ( 810 単位)																			
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)																		
			要支援2 ( 810 単位)																		
		b 経過のユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)																		
		要支援2 ( 810 単位)																			
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)																			
		要支援2 ( 764 単位)																			
	b 経過のユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)																			
	要支援2 ( 764 単位)																				

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)	
(3) 総合医字管理加算		(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)	
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)	
	(二) 特定治療		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)	

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		移動を行う際の敷居の高さを満たさない場合	利用者の数及び利用者の状態により、介護職員が対応できない場合	介護、介護職員の業務に支障をきたす場合	看護職員が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	医師が業務に支障をきたす場合	
(1) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 538 単位)									
		要支援2 ( 672 単位)										
		b 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 564 単位)									
		要支援2 ( 701 単位)										
		c 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 554 単位)									
		要支援2 ( 691 単位)										
	(二) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	d 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要支援1 ( 593 単位)									
		要支援2 ( 751 単位)										
		e 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 626 単位)									
		要支援2 ( 784 単位)										
		f 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 614 単位)									
		要支援2 ( 772 単位)										
(三) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 504 単位)										
	要支援2 ( 631 単位)											
	b 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型>	要支援1 ( 519 単位)										
	要支援2 ( 647 単位)											
	c 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) <多床室>	要支援1 ( 563 単位)										
	要支援2 ( 712 単位)											
(四) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (IV)	d 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要支援1 ( 581 単位)										
	要支援2 ( 730 単位)											
(五) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (V)	a 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 487 単位)										
	要支援2 ( 608 単位)											
(六) 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	b 病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 ( 547 単位)										
	要支援2 ( 690 単位)											
(2) 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 545 単位)									
		要支援2 ( 681 単位)										
		b 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 ( 603 単位)									
		要支援2 ( 761 単位)										
		(二) 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 545 単位)								
			要支援2 ( 681 単位)									
	(三) 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	b 病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 ( 603 単位)									
		要支援2 ( 761 単位)										
	(3) ユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッツ型個室>	要支援1 ( 619 単位)									
			要支援2 ( 779 単位)									
		(二) ユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 649 単位)									
			要支援2 ( 808 単位)									
(三) ユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B>		要支援1 ( 638 単位)										
		要支援2 ( 798 単位)										
(四) 経過のユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニッツ型個室の多床室>	要支援1 ( 619 単位)											
	要支援2 ( 779 単位)											
(五) 経過のユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 648 単位)											
	要支援2 ( 808 単位)											
	(六) 経過のユニッツ型病状療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 638 単位)										
		要支援2 ( 798 単位)										
(4) ユニッツ型病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッツ型病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 <ユニッツ型個室>	要支援1 ( 619 単位)										
		要支援2 ( 779 単位)										
	(二) 経過のユニッツ型病状療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 <ユニッツ型個室の多床室>	要支援1 ( 619 単位)										
		要支援2 ( 779 単位)										
(5) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)										
	(二)認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)										
(7) 特定診療費												
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)										
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき 所定単位×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき 所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき 所定単位×10/1000)										
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき 所定単位×15/1000)										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき 所定単位×11/1000)										

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等減算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(I)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 519 単位)	×70/100	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニット ケアにおける体 制が未整備であ る場合	廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	食堂を有しない 場合	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合
			要支援2 ( 652 単位)							
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援1 ( 547 単位)							
			要支援2 ( 679 単位)							
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要支援1 ( 538 単位)							
			要支援2 ( 670 単位)							
	d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援1 ( 577 単位)								
		要支援2 ( 731 単位)								
	e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 ( 610 単位)								
		要支援2 ( 764 単位)								
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 ( 599 単位)								
		要支援2 ( 753 単位)								
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 461 単位)							
		要支援2 ( 576 単位)								
	b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 ( 526 単位)								
	要支援2 ( 664 単位)									
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 603 単位)	×97/100	診療所設備基 準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		要支援2 ( 759 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 630 単位)								
		要支援2 ( 787 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 621 単位)								
		要支援2 ( 777 単位)								
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 ( 603 単位)								
		要支援2 ( 759 単位)								
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 ( 630 単位)								
		要支援2 ( 787 単位)								
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 ( 621 単位)								
		要支援2 ( 777 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)									
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	専地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	専地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 997 単位)							
		看護<3:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)						
			要支援2 ( 1,099 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 767 単位)						
				要支援2 ( 941 単位)						
	看護<4:1>介護<4:1>		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 826 単位)						
			要支援2 ( 1,021 単位)							
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)							
			要支援2 ( 912 単位)							
		看護<4:1>介護<5:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)						
			要支援2 ( 994 単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-12単位		
				要支援2 ( 896 単位)						
			看護<4:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>						要支援1 ( 791 単位)
要支援2 ( 977 単位)										
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 671 単位)							
			要支援2 ( 835 単位)							
		経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 780 単位)						
			要支援2 ( 940 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)								
		要支援2 ( 742 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)								
		要支援2 ( 822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 1,120 単位)							
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)							
			要支援2 ( 1,120 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)						
			要支援2 ( 1,048 単位)							
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)							
			要支援2 ( 1,048 単位)							

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			夜間勤務の発生 に動員される 人員を算定 しない場合	利用者の数 及び入所者の 割合が一定 の場合	指定、臨時 指定、有償 指定、介護 職員数の 不足が基準 を満たさない 場合	乗用車が定 時に定められ 、乗用車に 乗用車員が 乗っていない 場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	乗用車の運 送(乗用車 運送)が認め られない場合	
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (イ)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <従来型相当>	要支援1 ( 590 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <多床型>	要支援2 ( 726 単位)																		
	(二) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ロ)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <従来型相当>	要支援1 ( 579 単位)																		
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <多床型>	要支援2 ( 716 単位)																		
	(三) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ハ)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <従来型相当>	要支援1 ( 640 単位)																		
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <多床型>	要支援2 ( 798 単位)																		
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (イ)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <従来型相当>	要支援1 ( 562 単位)																		
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <多床型相当>	要支援2 ( 688 単位)																		
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ロ)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <従来型相当>	要支援1 ( 624 単位)																		
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <多床型相当>	要支援2 ( 771 単位)																		
	(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ハ)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <従来型相当>	要支援1 ( 546 単位)																		
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <多床型相当>	要支援2 ( 671 単位)																		
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (イ)	a I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <従来型相当>	要支援1 ( 593 単位)																		
		b I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(イ) <多床型相当>	要支援2 ( 743 単位)																		
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (ロ)	a II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <従来型相当>	要支援1 ( 510 単位)																		
		b II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ロ) <多床型相当>	要支援2 ( 629 単位)																		
	(三) III型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費 (ハ)	a III型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <従来型相当>	要支援1 ( 569 単位)																		
		b III型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ハ) <多床型相当>	要支援2 ( 709 単位)																		
(4) ユニタ型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (イ)	a ユニタ型I型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 673 単位)																		
		b 経過のユニタ型I型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 834 単位)																		
	(二) ユニタ型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ロ)	a ユニタ型II型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 663 単位)																		
		b 経過のユニタ型II型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 824 単位)																		
	(5) ユニタ型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (イ)	a ユニタ型II型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 688 単位)																	
			b 経過のユニタ型II型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 838 単位)																	
(二) 経過のユニタ型II型介護医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ロ)		a 経過のユニタ型II型介護医療院介護 予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援1 ( 688 単位)																		
		b 経過のユニタ型II型介護医療院介護 予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 838 単位)																		
(6) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)		(一) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (イ)	a ユニタ型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 630 単位)																	
			b 経過のユニタ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 782 単位)																	
	(二) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ロ)	a ユニタ型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 630 単位)																		
		b 経過のユニタ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 782 単位)																		
	(三) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ハ)	a ユニタ型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 656 単位)																		
		b 経過のユニタ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 797 単位)																		
(四) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (ニ)	a ユニタ型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型相当>	要支援1 ( 656 単位)																			
	b 経過のユニタ型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型相当の多床型>	要支援2 ( 797 単位)																			
(7) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を算定))																					
(8) 緊急対応施設療養費 (1日につき3日を超えて1日につき3日単位を算定)																					
(9) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)																					
(10) 特別診療費 (※2)																					
(11) サービス提供体制強化加算 (1日につき 22単位を加算)																					
(12) 介護職員処遇改善加算 (1月につき 26単位×1,000)																					
(13) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 18単位×1,000)																					
(14) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 10単位×1,000)																					
(15) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 11単位×1,000)																					

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増加分を適用しない。  
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。



8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位)	×70/100		-18単位	① 3時間以上 運搬加算(Ⅰ)	② 3時間以上 運搬加算(Ⅱ)	③ 3時間以上 運搬加算(Ⅲ)	④ 3時間以上 運搬加算(Ⅳ)	⑤ 在宅訪問 加算	⑥ 在宅訪問 加算	⑦ 在宅訪問 加算	⑧ 在宅訪問 加算	⑨ 在宅訪問 加算	⑩ 在宅訪問 加算	⑪ 在宅訪問 加算	※社会でも指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合  指定訪問介護 「1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者」1,057単位 「1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者」2,115単位 「1週に3回程度の訪問介護が必要とされた者」3,173単位 指定通所介護 ・要支援1 1,504単位 ・要支援2 3,084単位  介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所が中心プログラム)の選択的サービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能  介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与と同様  ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を要する。 指定訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 指定通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
	要支援2 ( 311 単位)				-31単位	① 1月につき +100単位 (3月に1回を 限る)	② 1月につき +200単位 ※ただし、個別 報酬加算を 算定している場 合は、1月につき +100単位	③ 1日につき +12単位	④ 1月につき +20単位	⑤ 1日につき +120単位	⑥ 1月につき +80単位	⑦ 1月につき +30単位	⑧ 1日につき +20単位 (6月に1回を 限る)	⑨ 1月につき +40単位		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)		×70/100														
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												

※ 限度額 要支援1 5,032単位  
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
車いす 車いす付真鍮 特殊浴 特殊浴付真鍮 介護予防福祉用具貸与費 (要支援1又は要支援2の者が貸与に した費用の額を当該事業所の所在地に 用される1単位の単価で除して得た単 位数) 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 自動歩行 自動歩行処理装置	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算  交通費に相当する額の1/3に相当 する額を事業所の所在地別に適用され る1単位の単価で除して得た単位数を加 算 (歩々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	中山間地域等における小規模事業所加算  交通費に相当する額の1/3に相当 する額を事業所の所在地別に適用され る1単位の単価で除して得た単位数を加 算 (歩々の用具ごとに貸与費の 12/3を限度)	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算  交通費に相当する額の1/3に相当す る額を事業所の所在地別に適用され1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (歩々の用具ごとに貸与費の 1/3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付真鍮、特殊浴、特殊浴付真鍮、歩ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動歩行処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,697 単位)								
		要介護2 ( 10,168 単位)								
		要介護3 ( 16,883 単位)								
		要介護4 ( 21,357 単位)								
		要介護5 ( 25,829 単位)								
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,312 単位)	×98/100	-62単位						
		要介護2 ( 12,985 単位)		-111単位						
		要介護3 ( 19,821 単位)		-184単位						
		要介護4 ( 24,434 単位)		-233単位						
		要介護5 ( 29,601 単位)		-281単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,697 単位)		-62単位							
	要介護2 ( 10,168 単位)		-111単位							
	要介護3 ( 16,883 単位)		-184単位							
	要介護4 ( 21,357 単位)		-233単位							
	要介護5 ( 25,829 単位)		-281単位							
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)										
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)										
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)										
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)									
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)								注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)									
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)								注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)									

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,423 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100
		要介護2 ( 15,318 単位)				
要介護3 ( 22,283 単位)						
要介護4 ( 24,593 単位)						
要介護5 ( 27,117 単位)						
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,391 単位)					
	要介護2 ( 13,802 単位)					
	要介護3 ( 20,076 単位)					
	要介護4 ( 22,158 単位)					
	要介護5 ( 24,433 単位)					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 570 単位)					
	要介護2 ( 638 単位)					
	要介護3 ( 707 単位)					
	要介護4 ( 774 単位)					
	要介護5 ( 840 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)						
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)						
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)					
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)					
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)						
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)				
ヨ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからかまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)					
タ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからかまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)					

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入



5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 764 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日超を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 800 単位)				-80単位					
		要介護3 ( 823 単位)				-82単位					
		要介護4 ( 840 単位)				-84単位					
		要介護5 ( 858 単位)				-86単位					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 752 単位)				-75単位					
		要介護2 ( 787 単位)				-79単位					
		要介護3 ( 811 単位)				-81単位					
		要介護4 ( 827 単位)				-83単位					
		要介護5 ( 844 単位)				-84単位					
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日超を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 828 単位)				-82単位					
		要介護3 ( 853 単位)				-85単位					
		要介護4 ( 869 単位)				-86単位					
		要介護5 ( 885 単位)				-88単位					
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 780 単位)				-78単位					
		要介護2 ( 816 単位)				-81単位					
		要介護3 ( 840 単位)				-84単位					
		要介護4 ( 857 単位)				-85単位					
		要介護5 ( 873 単位)				-87単位					
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)									
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)									
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)									
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 39単位を加算)									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 49単位を加算)									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 59単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定 した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)									
カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定 した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		看護・介護職員の数が定数に満たない場合	身体拘束禁止の実施減算	入居継続支援加算(1)	入居継続支援加算(2)	生活機能向上支援加算(1)	生活機能向上支援加算(2)	個別機能訓練加算(1)	個別機能訓練加算(2)	ADL維持等加算(1)	ADL維持等加算(2)	介護看護体制改善	若年施設入居者受入加算	家族機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	口腔・栄養スクリーニング加算			
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 542 単位) 要介護2 ( 609 単位) 要介護3 ( 679 単位) 要介護4 ( 744 単位) 要介護5 ( 813 単位)	×70/100	—84単位	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (3月に限る減算)	1月につき +200単位 ※付加・個別機能訓練加算を算定する場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +24単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +10単位	1日につき +12単位	1月につき +10単位	1月につき +20単位	1日につき +20単位 (6月に限る減算)			
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 542 単位) 要介護2 ( 609 単位) 要介護3 ( 679 単位) 要介護4 ( 744 単位) 要介護5 ( 813 単位)																		
ハ 選別・選所特選加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)																
ニ 響取介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前計日以上45日以下 (1日につき 20単位を加算)																		
	(1) 響取介護加算(イ)																		
	(2) 死亡日以前45日以上90日以下 (1日につき 144単位を加算)																		
	(3) 死亡日以前91日以上180日以下 (1日につき 80単位を加算)																		
	(4) 死亡日 (1日につき 1,200単位を加算)																		
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1)		(1日につき 3単位を加算)																
	(2) 認知症専門ケア加算(2)		(1日につき 4単位を加算)																
	ヘ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)																
	ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)																
(2) サービス提供体制強化加算(2)		(1日につき 18単位を加算)																	
(3) サービス提供体制強化加算(3)		(1日につき 6単位を加算)																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位×82/1000)		注 所定単位は、イがそのままにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位×60/1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位×33/1000)																	
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位×18/1000)		注 所定単位は、イがそのままにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位×12/1000)																	

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合は	注 従業者の員数が基準に満たない場合は	注 通少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算(1月につき)	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	注 特別の指示により帰国に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1( 12,438 単位) 要介護2( 17,403 単位) 要介護3( 24,464 単位) 要介護4( 27,747 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護5( 31,386 単位) 要介護1( 11,209 単位) 要介護2( 15,680 単位) 要介護3( 22,042 単位) 要介護4( 25,000 単位) 要介護5( 28,278 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1( 570 単位) 要介護2( 637 単位) 要介護3( 705 単位) 要介護4( 772 単位) 要介護5( 838 単位)								-925単位	-925単位	-30単位
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)											
ホ 認知症行動心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))											
ヘ 若年性認知症利用者参入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)											
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)											
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))											
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))											
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)											
ヲ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574単位を加算)											
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)											
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)											
キ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)											
ク 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)											
ケ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)											
コ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)											
クセ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)											
ネ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)											
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)											
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)											

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		利用者の認知症対応型介護給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費	介護予防給付費																				
イ 介護予防認知症対応型通所介護費	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (474 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	+3/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 13月1日開始 10月1日開始 10月1日開始	1日につき +200単位 +200単位 +200単位 +200単位	1日につき +27単位	1日につき +200単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1日につき +40単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +35単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +150単位	1月につき +160単位	1日につき +40単位	1日につき +94単位	介護につき +47単位																					
		要介護2 (525 単位)																																											
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (498 単位)																																										
		要介護2 (550 単位)																																											
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (740 単位)																																										
		要介護2 (826 単位)																																											
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (759 単位)																																										
	要介護2 (849 単位)																																												
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (428 単位)																						×63/100	×70/100	×70/100	+3/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 13月1日開始 10月1日開始 10月1日開始	1日につき +200単位 +200単位 +200単位 +200単位	1日につき +27単位	1日につき +200単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1日につき +40単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +35単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +150単位	1月につき +160単位	1日につき +40単位	1日につき +94単位	介護につき +47単位
		要介護2 (475 単位)																																											
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (448 単位)																																										
		要介護2 (497 単位)																																											
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (666 単位)																																										
		要介護2 (742 単位)																																											
(四) 6時間以上7時間未満		要介護1 (663 単位)																																											
要介護2 (761 単位)																																													
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (247 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	+3/100	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 13月1日開始 10月1日開始 10月1日開始	1日につき +200単位 +200単位 +200単位 +200単位	1日につき +27単位	1日につき +200単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1日につき +40単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +35単位 (6月1日開始 開始)	1日につき +150単位	1月につき +160単位	1日につき +40単位	1日につき +94単位	介護につき +47単位																						
	要介護2 (261 単位)																																												
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (259 単位)																																											
	要介護2 (273 単位)																																												
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (412 単位)																																											
	要介護2 (455 単位)																																												
(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (423 単位)																																												
要介護2 (466 単位)																																													
(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (483 単位)																																												
要介護2 (512 単位)																																													
(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (499 単位)																																												
要介護2 (528 単位)																																													

サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位/多量加算)

(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 15単位/多量加算)

(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位/多量加算)

介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき 単位数×108/1,000)

(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき 単位数×76/1,000)

(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき 単位数×46/1,000)

介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 単位数×31/1,000)

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 単位数×26/1,000)

※ 「看護士又は従事者の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者」は介護予防認知症対応型通所介護を行わず、 「中山間地域等に居住する者」へのサービス提供加算、「サービス提供体制強化加算」 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,438 単位)		×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
	要支援2 ( 6,948 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,098 単位)		×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	要支援2 ( 6,260 単位)						
		要支援1 ( 423 単位)					
		要支援2 ( 529 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)					
ス サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)					
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)					

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超える 場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数を 2人以上と する場合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位		1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 748 単位)				-75単位	1日につき -50単位		1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 776 単位)					1日につき -50単位		1日につき +25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合								
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)									
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。